

令和4年4月5日

会員各位

一般社団法人静岡市静岡医師会

「外来感染対策向上加算」等について

前略 日頃本会会務にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

本年4月の診療報酬改正において施設基準として新設された「外来感染対策向上加算」につきましては、届出に当たって下記要件が義務づけられています。

- 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、院内感染対策に関するカンファレンスに少なくとも年2回参加していること。
- 新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回参加していること。
- 院内掲示が必要とされていますが、院内掲示の例は追ってお示しします。

そこで、4月1日に、カンファレンスと訓練について本会と清水医師会、感染対策向上加算1を算定する病院とで協議を行った結果、現在市内11病院間で開催されている合同カンファレンス（訓練を含む）に、本会のWebシステムを活用して診療所も参加可能としてもらえるよう、協力を得ることが出来ました。

具体的には、日程が決まり次第参加方法も含めて改めてお知らせ致しますが、発熱等診療医療機関に手挙げをされていて、かつ静岡県ホームページでの公表を了承されている会員の先生には、別紙様式を参考に同施設基準の届出をしてください。

（院内感染管理者以外を入力済みの「様式1の4」と別紙一覧表については、会員専用ページ“医師会からのお知らせ”のトップに掲載してありますのでご利用ください）

また、「サーベイランス強化加算」につきましても、「地域や全国のサーベイランスに参加していること」という要件に該当するサーベイランスについてお問い合わせをいただいておりますが、現時点で対象となるサーベイランスは、JANIS（厚生労働省院内感染対策サーベイランス）およびJ-SIPHE（感染対策連携共通プラットフォーム）のみ、とされておりますのでご承知おきください。

なお誠に恐縮ですが、4月1日に遡って算定するための提出期限につきましては変更ありませんので、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

- ・静岡市静岡医師会事務局へ提出される場合の提出期限：4月8日(金)必着
- ・東海北陸厚生局静岡事務所へ直接提出される場合の提出期限：4月20日(水)必着

（提出先：〒424-0825 清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3階）

記入例

様式1の4

外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類

1 院内感染管理者

氏名	職種
〇〇〇〇	〇〇

医師、看護師等

2 抗菌薬適正使用のための方策

静岡県静岡医師会 感染対策委員会が月1回発行する文書
「耐性菌とたたかうための抗菌薬適正使用運動」による助言

3 連携保険医療機関名又は地域の医師会

医療機関名	開設者名	所在地
※別紙のとおり		

4 都道府県等の要請を受けた新興感染症の発生時等の体制

発熱患者の診療等を実施する体制	<input checked="" type="checkbox"/>
上記について公表されている自治体のホームページ：（ 静岡県 ）	

【記載上の注意】

- ① 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- ② 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- ③ 「2」は、連携保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- ④ 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- ⑤ 「3」は、連携する感染対策向上加算1の医療機関名又は地域の医師会名を記載すること。

各医療機関で作成しある

- ・ 医療安全管理指針
- ・ 院内感染対策マニュアル
- ・ 院内感染対策指針 など

連携保険医療機関

医療機関の名称	開設者名	所在地
静岡県立総合病院	地方独立行政法人 静岡県立病院機構 理事長 田中一成	静岡市葵区北安東四丁目27-1
静岡市立静岡病院	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 理事長 宮下正	静岡市葵区追手町10-93
静岡赤十字病院	日本赤十字社 社長 大塚義治	静岡市葵区追手町8-2
静岡済生会総合病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部静岡県済生会 支部長 石山純三	静岡市駿河区小鷹一丁目1-1
JA静岡厚生連 静岡厚生病院	静岡県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 飛田庄治	静岡市葵区北番町23